

香芝市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年8月27日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

<対象：健康部 介護福祉課>

- 1 監査実施年月日 令和5年1月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年3月27日
- 3 措置状況通知 令和6年8月21日香介第556号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
香芝市老人クラブ活動補助金について、香芝市ふたかみクラブ連合会に対し補助金が支出されていたが、そのうちの1つに、単位老人クラブのクラブ数や会員数に単価を掛けることにより算出され、その算出された金額に対し、補助決定がなされていたものがあった。このことに関して、香芝市老人クラブ活動補助金交付要綱第2条の規定により、補助対象経費は地域活動に要する経費又は香芝市老人クラブ連合会が行う事業に要する経費とされていることから、計画されている地域活動や事業にかかる予定経費に対して補助決定すべきであると考え る。 ついては、補助金の申請時に、地域活動や事業の計画及びその経費の内容が具体的に明記された資料の提出を求め、その資料を審査することにより、補助金交付の可否を判断された	措置済	ご意見をいただいた中で、令和5年5月12日及び令和5年11月22日に「改善中」の報告をさせていただきました。今回、「措置済」とご報告を申し上げるにあたり、次のように改善を行いました。 1. 令和5年度において、補助対象となる経費と補助金の交付手続きの流れを記載した香芝市老人クラブの補助金の手引を作成し、各老人クラブに配布をしました。 2. 香芝市老人クラブ活動補助金を概算払いにより交付し、年度末に単位老人クラブより、実績報告書を提出させ、補助金の精算を行いました。その結果、補助金交付額に達していない老人クラブについては、補助金の返還を命じました。 3. 令和6年度の補助金を交付する際は、単位老人クラブより事業計画書を提出させ、老人クラブが実施する健康

い。 なお、当補助金は前金払されていたが、補助対象経費が事業等終了後に確定するものについては、事業等終了後の支払い又は概算払による支払いが妥当である。また、事業が中止されていることなどが判明し、不用額が生じている場合は、精算する必要があることにも留意されたい。		活動や様々な地域活動に係る経費に対して、当初の補助決定を行いました。
--	--	---